

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

平成23年9月1日施行

(趣旨)

第1条 定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは定款11条に定める評議員をいう。ただし、評議員はすべて非常勤とする。
- (2) 役員とは、定款第24条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、原則として週35時間以上法人の業務に従事する役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号において規定する報酬、賞与其他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員には、報酬を支給する。

- 2 年俸の額は、財政状況を勘案し、別表1に示す額を上限とし、評議員会の決議により決定する。
- 3 常勤役員のうち常務理事には、期末手当を支給する。
- 4 常務理事の報酬及び期末手当の合計額は、別表1に定める額の範囲内とする。
- 5 報酬及び期末手当の支給方法は、公園管理センター職員の例による。

(非常勤役員の報酬等)

第4条 非常勤の役員及び評議員(市職員の身分を有する役員及び評議員は除く。)が会議に出務したときは日額報酬及び旅費を支給する。

- 2 日額報酬額は、別表2に示す額を上限とし、評議員会の決議により決定する。
- 3 旅費は、公園管理センター旅費規程による額とする。ただし、久留米市内に居住する役員及び評議員が久留米市内で開催される会議に出務した場合には支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が職務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費は、公園管理センター旅費規程による。

(支給方法)

第6条 非常勤役員等の報酬等は、会議等に出席した際に、その都度支払うこととする。  
ただし、法令に基づき非常勤役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その非常勤役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会を経て評議員会の決議によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人久留米市都市公園管理センター設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人久留米市都市公園管理センター役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表1 (第3条関係)

常勤役員等の報酬の上限

| 支給する役員等 | 年俸の上限      |
|---------|------------|
| 理事長     | 2,400,000円 |
| 副理事長    | 1,200,000円 |
| 常務理事    | 5,200,000円 |

別表2 (第4条関係)

非常勤役員等の報酬日額の上限

| 支給する役員等    | 日額報酬の上限 |
|------------|---------|
| 理事、監事及び評議員 | 5,300円  |